

【表紙】

| | |
|-----------------------|---|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年3月4日 |
| 【会社名】 | イオンフィナンシャルサービス株式会社 |
| 【英訳名】 | AEON Financial Service Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 原口 恒和 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は 下記の連絡場所で行っております。 |
| 【電話番号】 | 03 - 5281 - 2057 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 若林 秀樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田美土代町1番地 |
| 【電話番号】 | 03 - 5281 - 2057 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 若林 秀樹 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 平成25年2月12日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 平成25年2月20日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 平成27年2月19日 |
| 【発行登録番号】 | 25 - 関東13 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 100,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 100,000百万円 (100,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基 づき算出しております。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 平成26年3月4日(提出日)である。 |
| 【提出理由】 | 平成25年2月12日付で提出した発行登録書のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使 途」の記載について訂正するため。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

3【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、割賦購入債権買取資金、割賦販売実行資金、リース物件購入資金、経費の支払い資金、借入金返済資金（コマーシャル・ペーパーの償還資金及び社債の償還資金を含む。）に充当する予定であります。

(訂正後)

借入金返済資金（コマーシャル・ペーパーの償還資金及び社債の償還資金を含む。）、設備資金、投融資資金及び運転資金に充当する予定であります。